

平成21年11月30日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成21年11月30日
開会 13時 閉会 14時13分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席委員 6名
委員長 前川雅志 副委員長 齊藤喜志雄
委員 中橋友子 中野敏勝 芳滝 仁 杉坂達男

議長 古川稔
- 4 事務局 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 説明員 幕別町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一
経済部長 飯田晴義 農林課長 菅野勇次 畜産係長 川瀬吉治
水道部長 高橋政雄 水道課長 田中光夫 庶務係長 山崎賢一
下水道事業係長 岡田直之 経済建設課長 細澤正典
施設管理係長 長崎守
- 6 傍聴者 谷口和弥 藤原孟 野原恵子 増田武夫
- 7 審査事件 別紙
- 8 審査結果 別紙

委員長 前川雅志

審査内容

(13:00 開会)

○委員長（前川雅志） ただいまより、産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

これより、議事に入ります。それでは、本委員会に付託されました議案第69号、幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を議題といたします。それでは、議案第69号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 議案第69号、幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例について、ご説明を申し上げます。尚、一部本会議における説明内容と重複いたしますが、予めご了承いただきたいという風に思います。本条例につきましては、平成22年度から実施される予定になっております北海道営草地畜産基盤整備事業のうち、幕別地区で実施いたします北海道営畜産担い手育成総合育成整備事業、および忠類地区で実施いたします北海道営草地整備事業において発生する分担金の徴収根拠を定めさせていただくものであります。土地改良法に基づき実施されます事業の分担金につきましては、平成4年に制定されました幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例を根拠に徴収されるところでありますが、来年度実施予定の北海道営草地畜産基盤整備事業につきましては、土地改良法の適用を受けない耕種、具体的に申し上げますと草地造成のみの耕種が含まれていますことから、これに係る分担金の徴収根拠を定めようとするものであります。なお、本事業の概要につきましては、事業期間が幕別地区、忠類地区ともに平成22年度から平成26年度までの5年間。事業費が、幕別地区7億1千万円、忠類地区6億円、受益面積が幕別地区551.8ha、忠類地区612.8ha。受益農家戸数が、幕別地区48戸、忠類地区41戸となっております。また、本条例によって分担金を徴収することとなる草地造成のみの耕種は、幕別地区におきましては事業費5,800万円、受益面積28.5ha、受益農家戸数5戸、忠類地区におきましては事業費840万円、受益面積2.9ha、受益農家戸数1戸の予定となっております。以下、条文に沿いましてご説明申し上げますが、条文の構成、表現につきましては、平成4年に制定されました幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例に準じつつ、本事業において必要となる内容を規定させていただいたところであります。議案書の1Pをお開きいただきたいと思っております。第1条につきましては、徴収の根拠を定めるものであります。第2条につきましては、分担金の額について定めるものであります。事業に要する費用のうち国および北海道の負担する額を減じた額の範囲内において、毎年度、町長が定めるとするものであります。第3条につきましては、納付義務者について定めるものであります。納付義務者は事業により利益を受ける農用地の所有者、および所有権以外の権限に基づき、耕作または、養畜を行うものとするものであります。第4条につきましては、徴収の方法および時期について定めるものであります。当該年度内においてその都度、町長が定めるとするもので、分担金は町長の発する納入通知書により納付しなければならない、とするものであります。第5条につきましては、委任規定であります。附則になりますが、本条例の施行期日は、平成22年4月1日とするものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） 説明が終わりました。これより、質疑を行いますので、質疑のある方は、挙手をお願いします。中橋委員。

○委員（中橋友子） 新しく事業を取り組まれる、その受益者負担の徴収に係ることで、条例の制

定が行われるということですが、今頃、伺ってという思いもあるのですが、これまでは、こういった草地事業、草地のみの事業は無かったのでしょうか。徴収規定が、今作られるということは、今までは土地改良事業はありましたよ、ということなんです、その中に全部含まれて徴収されていたんですか。どういう流れで、今回、条例制定に至ったのですか。

○委員長（前川雅志） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 今回の来年から行われます道営草地整備事業については、幕別地域においては初めての事業でございます。忠類地域におきましては、過去において事業を実施した経過がございますけれども、実は、忠類地域において合併前にこの草地整備に係ります分担金の徴収条例を単独で持っていたところなんですけれども、合併時に当面必要が無いということで、廃止した経過がございます、今回、改めて制定をということでございます。

○委員長（前川雅志） 他に質疑ございませんか。

無いようでありますので、議案第69号に対する質疑は以上で終了いたします。説明員の退席のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きます。本議案に対する各委員のご意見を、お伺いします。ご意見のある方は、挙手をお願いします。ありませんか。無いようですので意見は終了させていただきたいと思っております。討論はありませんか。無いようですので、討論は終了させていただきます。これより、採決をいたします。議案第69号、幕別町北海道営草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

○委員（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がございませんので、原案のとおり可決いたします。

ここで、説明員入場のため暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に議案第74号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例、および議案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。ここで、担当課より、説明用の資料を配布したいとの申出がありますが、配布してよろしいでしょうか。異議が無いようでありますので、資料を配布いたします。

それでは、議案第74号、および議案第75号の説明を求めます。水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第74号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例、並びに議案第75号、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。本会議におきまして、副町長より提案説明をさせていただいておりますので、重複する部分もありますが、私のほうから改定までの経緯について説明させていただき、その後、担当課長より説明資料に基づき説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。下水道事業の役割は、汚水・雨水の排水を行い、公共用水域の水質保全を行うことを目的として進められており、特に日常生活において、快適で文化的な生活を営む上で、必要不可欠な汚水処理につきましては、本町では幕別地区で単独公共下水道事業、札内地区では十勝川流域関連公共下水道事業、忠類地域では農業集落排水事業により処理を行っております。また、その他の農村地域につきましては、合併浄化槽による個別排水処理事業により、処理を行い快適な生活環境に努めているところであります。本来、下水道事業は、地方公

営企業法に基づく事業であり、経営の基本は独立採算、受益者負担を原則として、運営されるべきであります。水洗化普及率の向上を図る観点と、施設整備に要する資本費が大きいことから、使用料だけで賄うことは難しいことから、毎年、資本費平準化債の活用や一般会計の繰り入れにより、利用者の家計に与える影響が大きくならないよう配慮しながら運営を行ってきたところであり、十勝管内の市町村をはじめとする市町村規模では、特別会計として運営されているのが通常であります。下水道使用料の経過につきましては、幕別地域で昭和59年度の供用開始以来、昭和63年の1回目の改定で18.7%、平成9年の2回目の改定で11.5%、平成17年度の3回目の改定で15%のアップ率で現在の基本料金、10トンまでが1,400円、従量料金トン140円となっています。また、忠類地域の農業集落排水施設使用料につきましては、平成11年度の供用開始以来、平成18年度の合併により11.4%ほど引き下げとなり、幕別地区と同額の料金となっています。現在、幕別および忠類地域の処理場やポンプ場などの処理施設整備は完了しており、今後は施設の老朽化に伴う修繕や更新に要する費用など基本的に維持管理費が主体となり、資本費の要因となる区域拡大は概ね終了していますことから、一般会計からの繰り入れにつきましても、年々減少はしておりますが、今後も一般会計からの繰り入れに依存しつづけることは、厳しい町財政を圧迫する要因となり、将来にわたり下水道事業の円滑な推進と経営安定化には、受益者負担の原則にのっとり使用料の適正化に努めることが、必要と考え今回、改定提案とさせていただいたところであり、また、今回の改定にあたりましては、平成20年の3月、議員協議会の中で公的資金保証金免除繰上げ償還に伴う公営企業経営健全化計画について、説明させていただきましたが、内容的には平成19年度の総務省通知により、公的資金補償免除繰上げ償還実施要綱が制定され、過去の施設整備を行ったさいの地方債の借り換えが、公営企業経営改善計画を策定することにより、可能となりましたことから、平成19年度から平成21年度にかけて、総額17億550万円の借り換えを実施し、借り換えによる効果額の総額が3億7,690万円となる計画であり、金利負担の軽減を図り経営の健全化に努めるものでありますことから、平成19年度から借り換えを実施しているものであります。なお、今計画の中では、経営課題として、一つ目に使用料金の適正化として平成22年度から20%の使用料の増、二つ目に定員管理の適正化として、平成21年度から職員一名の減を行い経営改善に取り組むことにより、経営改善総額が1億2,500万円になる見込みの計画でありました。借り換えの際の保証金免除額1億100万円を上回ることが条件となっておりますが、今回の使用料の改定にあたりましてはさらに人件費の見直しを行ったところ、使用料につきましては15%の改定で経営改善が可能となりましたことから、利用者の家計の影響を考慮し、今回、基本料金、従量料金ともに15%の引き上げの改定を行おうとするものであります。今回の料金の改定につきましては、幕別町使用料等審議会に諮問させていただき、諮問どおり改定させていただくことで、11月20日に答申をいただきましたことから、このたび使用料の改定を図るべく提案をさせていただいたところであり、また、答申の中では、平成20年度の水道料金改定時と同様に、福祉施策として、子育て世代、非課税世帯などに対して助成制度に取り組むことなどの付帯意見がありましたことから、現在実施に向けて検討を進めているところであり、なお、改定の時期につきましては、平成22年6月使用の改定から適用し、7月末の納期分から改正しようとするものであります。以上、料金改定に至ります経緯について説明させていただきました。この後は、担当課長より資料の内容について、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川雅志） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） それでは、私のほうからお配りいたしました下水道使用料金改定資料に沿って、説明させていただきたいと思っております。1ページ資料1の1をお開きください。始めに幕別町公共下水道計画についてであります。幕別地区を単独公共下水道、札内地区を流域関連公共下水道として整備を進めており、上位計画は十勝川流域別下水道整備総合計画であります。

幕別地区の都市計画決定は昭和50年9月22日、下水道法の事業認可は昭和50年12月23日、都市計画法の事業認可は昭和51年1月28日、現在の事業認可期間は昭和50年より平成23年までとなっております。札内地区の都市計画決定は昭和59年9月17日、下水道法の事業認可は昭和59年10月1日、都市計画法の事業認可は昭和59年10月9日、現在の事業認可期間は昭和59年より平成22年までとなっております。次に計画処理区域の全体計画、幕別地区が257ha、札内地区が761ha、合計1,018ha、事業認可区域は幕別地区が226.3ha、札内地区が490ha、合計716.3haでありまして計画処理人口の全体計画、幕別地区が6,300人、札内地区が18,600人、合計24,900人、事業認可の幕別地区が6,175人、札内地区が18,360人、合計で24,535人となっております。

次に、下水道普及率についてであります。平成20年度末現在であります。認可区域面積、両地区の合計が716.3haに対し、整備面積が両地区で654.9haで、整備率は91.4%となっております。処理区域戸数は、両地区で9,196戸に対し水洗化戸数は8,957戸で、水洗化率は97.4%、処理区域内人口は両地区で21,752人に対し、水洗化人口は21,226人で水洗化普及率は97.6%となっております。

2Pめになりますが、公共下水道会計につきましては、平成20年度決算額と、平成21年度当初予算額を載せております。歳入合計の平成20年度決算額、14億8,048万7,000円に対し、平成21年度予算額は17億6,341万4,000円と約19%の増となっておりますが、これは19年度より実施しております、借換債の20年度と21年度の差が主なものでございます。一般会計の繰入金につきましては、平成20年度が3億4,304万5,000円で、平成21年度の予算額は3億1,237万7,000円となっております。歳出につきましては、維持管理費、平成20年度決算額、1億8,152万5,000円に対し、21年度の予算額は1億7,339万4,000円と約810万円、建設改良費では1億5,076万5,000円に対し、平成21年度予算額が、1億4,815万3,000円と約260万ほどの減額でございますけれども、歳出合計では、20年度決算額が14億7,923万9,000円に對しまして、21年度予算額が17億6,341万4,000円となっており歳入と同様に公的資金借換債の20年度、21年度の差によります19%増となっております。

次に資料1の2、3Pとなります。忠類地区の農業集落排水整備計画につきましては、整備計画承認が平成5年10月12日、事業採択承認につきましては平成6年6月23日で、事業実施期間は平成6年から平成12年となっております。計画処理区域は129haで、計画処理人口は1,600人です。下段の表、平成20年度末の普及率でございますが、認可区域面積129haに対し整備面積は112.3haで、整備率は87.1%となっております。処理区域戸数は558戸に対して、水洗化戸数は507戸で、水洗化率は90.9%となっており、処理区域内人口1,205人に対し、水洗化人口は1,112人であり、水洗化普及率は92.3%となっております。

次に4P、農業集落排水事業会計であります。歳入合計の20年度決算額は、8,736万6,000円で、平成21年度予算額は7,611万8,000円で約13%の減であります。一般会計からの繰入金が、平成20年度の6,854万4,000円から、21年度5,834万4,000円と1,020万円減額となったことが、主な要因であります。歳出は、平成20年度決算額、8,608万7,000円に対し、21年度は7,611万8,000

円と減額になっておりますが、公債費の減が主な要因であります。

次に資料2の1、財政収支の実績及び見通し、5Pになります。始めに、公共下水道事業についてであります。平成20年度までは決算額で計上し、平成21年度以降は予算額、推計で計算をしております。上から順に説明させていただきます。使用料対象経費Aは、使用料の対象となる雨水分を除いた維持管理費Bと、汚水に係る起債の元利償還分、資本費Cが対象になります。平成20年度でいきますと、維持管理費Bは1億7,808万2,000円で、資本費Cは7億186万2,000円でありますので、対象経費Aは8億7,994万4,000円となります。次に収入の欄になります。E欄からH欄の合計で、平成20年度決算額は、6億3,002万4,000円となっております。

E欄は使用料収入であります。平成20年度決算では2億6,170万円です。平成22年度以降、上段につきましては今回の料金改定を想定して策定しております。なお、平成22年度は10カ月分としております。F欄、諸収入は消費税の還付金、預金利子等で20年度は522万4000円です。G欄、資本費平準化債ですが、資本費平準化債は下水道事業が、先行投資を必要とする事業であるため、世代間における公平な負担をするため、資本費の一部を後年次に繰り延べできる起債措置ですが、平成20年度決算額では3億6,310万円となっております。H欄、高資本費対策費です。高資本費対策費につきましては、高額な資本費が下水道経営を圧迫する要因になる場合、国の示す一定の基準をクリアした場合に、一般会計に交付税措置されるものであります。現在、国で示す基準は使用料単価150円以上、資本費単価41円以上と示されており、平成19年度には9,473万円の交付がありました。平成20年度、21年度は基準使用料単価が満たさず、22年度以降につきましては、資本費平準化債の増額により、資本費単価が下がりまして、基準資本費単価を満たさないため、見込んでおりません。次の欄、収入過不足額につきましては、収入Dより使用料対象経費Aを引いたものであり、平成20年度は2億4,992万円が不足となっております。下段の一般会計繰入金では、平成20年度決算額で3億4,304万5,000円の繰り入れとなっております。I欄は、有収水量ですが、平成20年度以降は175万トンと横ばいで推計しております。汚水処理原価は、使用料対象経費を有収水量で割りまして、1トンを処理する原価を求めております。平成20年度は505円となっております。

資本費単価は、資本費Cから資本費平準化債Gを差し引いたものを、有収水量で割り返し算出してございまして、平成20年度は194円となっております。使用料単価につきましては、使用料収入Eを有収水量で割り返したもので、平成20年度は150円となっております。次の使用料収入等対象経費回収率は、使用料収入と諸収入だけで、どの程度経費を回収できるかを示したものでありまして、平成20年度は30.33%となっております。次に資本費回収率であります。維持管理費を100%回収した後、どれだけ資本費を回収できるかという数字であります。幕別町ではこの資本費回収率について、30%から50%を目指し経営の安定を図りたいと考えております。

平成20年度では、12.66%とでありますけれども、今回の料金改定をいたしますと、平成24年度には20.79%と20%を超えるものと、推計しております。一番下の欄になりますが、資本費平準化債、高資本費対策費を足しての資本費回収率であります。20年度決算では、高資本費対策費は該当しませんが、資本費平準化債が増えていますことから、64.39%となっております。

次に資料の2、6Pになります。財政の実績及び見通しの農業集落排水事業分です。

公共下水道と同様、平成20年度までは、決算額で計上し平成21年度以降は、予測・推計で計算しております。同じように、上から順に説明させていただきます。なお、農業集落排水には雨水は該当しません。使用料対象経費Aは、使用料対象となる維持管理費Bと起債の元利償還

分、資本費Cが対象になります。20年度で見ますと、維持管理費Bは3,120万8,000円で、資本費Cは5,487万9,000円でありますので、対象経費Aは8,608万7,000円となります。

次に、収入の欄になります。EからH欄の合計で20年度決算額は、2,706万3,000円です。E欄は使用料収入であります。平成20年度決算では、1,430万3,000円です。平成22年度以降、上段につきましては、今回の15%料金改定を想定して策定しております。平成22年度は10カ月分といたしております。F欄、諸収入欄は対象がございません。G欄、資本費平準化債であります。農業集落排水事業には対象がありません。H欄、高資本費対策費です。先ほど、公共下水道で説明したとおり、高額な資本費が下水道事業を圧迫する要因となる場合、国の示す一定の基準をクリアしたときに一般会計に交付税措置されるものです。平成20年度決算額では、1,276万円が措置されています。次の欄、収入過不足額につきましては、収入Dより使用料対象経費Aを引いたものであり、平成20年度は5,902万4,000円が不足となっております。下段の一般会計繰入金では、平成20年度決算額は、6,854万4,000円の繰り入れとなっております。I欄は有収水量であります。平成20年度、21年以降は93万トンと横ばいで推計しております。汚水処理原価は、使用料対象経費を有収水量で割りまして、1トンを処理する原価を求めております。平成20年度は942円となっております。資本費単価は、資本費Cを有収水量で割り返しており、20年度は601円です。使用料単価につきましては、使用料収入Eを有収水量で割り返したもので、平成20年度は157円となっております。次の使用料収入等対象経費回収率は、使用料収入と諸収入だけでどの程度の経費を回収できるかを示したもので、平成20年度は16.61%となっております。次に資本費回収率ですが、維持管理費を100%回収した後、どれだけの資本費を回収できるかという数字ですが、使用料だけでは維持管理経費を満たすことができませんことから、ゼロ表示とさせていただきます。一番下の表につきましても、高資本費対策費を加えましてもマイナスとなりますことから、ゼロ表示となります。

次に資料の3の1、7Pになります。現行料金と改定15%を想定しての料金の月別使用料収入の比較でございます。一番右側の表であります。各月302万円から340万円と増減がありますが、月平均では329万円ほどの増となり、年額としては3,950万ほどの収入増となるものと、見込んでおります。下の表でございますが、現行料金と改定料金の差額を示しております。この差額が、各家庭の月々の負担額となるわけでございますが、10トンの基本料金では1,400円から1,610円と210円の差額となり、15トンでは315円、20トンでは420円、30トンでは630円、40トンでは840円の差額となります。全世帯の平均使用量は17.5トンですが、月額に直しますと367円の増額となる見通しであります。

次に資料3の2、8Pになりますが、農業集落排水処理施設使用料改正案の比較表です。公共下水道と同じく15%増の改正で見込んでおまして、一番右側の表になりますが、各月17万円から19万円ほどで、月平均は18万1,000円の増となり、年額としては210万円ほどの収入増を見込んでおります。下の表につきましては、公共下水道で説明したとおりですが、忠類だけの平均使用量を出しますと、15.8トンになりますので、月額330円の増額となります。

次に資料4の1、9Pになります。下水道使用料管内市町村比較表です。始めに、10トン使用時の比較ですが、現在一番高いのが浦幌さんの2,060円で、一番安いのが新得町、上士幌さんの1,200円です。幕別町は1,400円で、現在15番目となっております。

今回、改定いたしますと、1,610円となりまして、7番目になる予定であります。次に20トン使用時の比較であります、一番高いのは浦幌町さんの4,260円、一番安いのは上士幌町さんの2,200円となっております、幕別町は現在2,800円で15番目となっております。今回改定いたしますと、3,220円となりまして6番目となる予定です。

次に資料4の2、10Pになります。農業集落排水処理施設使用料の管内比較であります、この事業は管内8市町村で実施されております。10トン使用時で一番高いのは、清水町さんの1,800円、一番安いのは帯広市の1,354円でありまして、幕別町は1,400円で6番目となっております。今回、改定いたしますと、1,610円となり3番目となります。20トン使用時には、一番高いのは清水町さんで3,600円、一番安いのは鹿追町さんの2,756円でありまして、幕別町が2,800円で7番目ですが、改定いたしますと3,220円となりまして2番目となります。

次に資料5の11Pとなります。管内市町村財政状況調査であります、平成20年度決算で表しております。公共下水道ですが、維持管理単価につきましては維持管理費を有収水量で割ったものであります、幕別町は102円となりまして音更町の69円、芽室町の44円より高くなっております。資本費単価、幕別町は194円ですが、音更町さんは136円、芽室町は135円よりも高いということになっております。維持管理回収率につきましては、音更町、芽室町と同じく100%回収となっております。次は、資本費回収率ですが、幕別町は12.6%でありまして、音更町さんの70.35%、芽室町さんの77.15%に比べて低い状況にあります。改定年月日につきましては、各市町村の現行料金の改定日であります。下の表につきましては、農業集落排水処理施設使用料についての、公共下水道と同様に比較したものでありまして、維持管理回収率につきまして、幕別町は45.8%に対しまして、音更町さんは90.5%、芽室町さんは25.3%となっております。改定年月日につきまして、幕別町は合併の翌年度でありますので、平成18年4月1日からありますが、他の市町村につきましては公共下水道と同じ日になっております。以上で説明を、終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（前川雅志） それでは、説明が終わりました。委員の皆様から議案第74号及び議案第75号の、質疑がございましたら挙手をお願いいたします。中橋委員。

○委員（中橋友子） 色々聞かせていただいて、理解はまだできていないのですが、ちょっと時間いただきたいと思うのですが、考え方としては、今回の料金改定というのは要するに一般会計から繰り入れしてきたんだけど、独立会計からという基本からいくと、これはどんどん減らしていかなければならないんだということから、一定の値上げが必要なんだという提案だと思うのですが、5Pでしょうか。財政収支の実績及び見通しという、全部をみて判断していかなければならないと思うのですが、今、ちょっと疑問に思うことは平成17年度からの一覧表出ているのですが、収入過不足額を見ますと、平成17年度、18年度というところから比べると、どんどん不足分というのは小さくなってきていますよね。私は、小さくなるということは、好転するよう見えるのですが、過不足分が、足りない分が小さくなるということなのでね、だけれども、実際は値上げしないとやっていけないんだと。という辺の係りの説明を、もう少ししていただけないですか。

○委員長（前川雅志） 水道課長

○水道課長（田中光夫） 収入過不足額でございますけれども、平成17年度、18年度には6億4,000万円、5億1,900万円と非常に大きくなってはいますが、ここにつきましては、資本費平準化債を見ていただきたいと思いますが、これと表裏一体となっております、これが1億3,600万円、

1億5,600万円の時には、過不足額として6億4,000万円、5億1,900万円という形になっております。現在は、平成20年度以降を見てもらえばわかると思いますが、3億6,300万円、3億9,900万円という形で、多くなっています。この差が約2億以上ございます。これが、平準化債が1億台であれば、過不足額は2億に達する状況になりますので、そういう風に見ていただければよいかと思えます。

○委員長（前川雅志） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ようするに、資本費平準化債というのは、先行投資の分になってくるんですね。だから、今、これだけ投資しても将来にわたって施設を使う。あるいは、投資したお金が資本の中で生きているので、先にどんと投資したけれども、だんだんちっちゃくなっていくんだ、という風な押さえ方でよいんでしょうか。そうではないんですか。平準化なんだから。あくまでも、両方たしたら均等になってくように持っていく、ということなんですか。これは、なんていうんですか、調整できるものなのですか。なんていうのでしょうかね。例えば、色々と経営をしていく上には、減価償却をしたり内部留保をしたり色々やっていますよね。そういうのは、実際には目にみえて、例えば建物が朽ちていくということよりは、企業としての一定の、なんていうんですか、基準というものを設けて、そして数字を落としていきますよね。そういう一環なんですか。これは。現実には過不足が、生じてこういう金額になっているのではないんですか。

○委員長（前川雅志） 水道課長

○水道課長（田中光夫） 資本費平準化債でございますけれども、基本的には施設の耐用年数、例えば処理場ですと50年とかございます。それに対して、事業費のほうの起債につきましては30年程度での償還となりますので、現実的に、それに対して下水道そのものは、先行投資という形で全部物を作らなければならない、ということですから、最初のうちに大きな山がくるような形になります。それを、後年次の方も同じような負担で、ずっと行くような形で、そのピークをずっと将来的に、44年なりそういう形で延ばしていくという形になって、最初の方も後年次の方も、同じような負担をしていただくという形になっております。

○委員長（前川雅志） 中橋委員

○委員（中橋友子） ずれているかもしれませんがね。例えばそういう風にしましたら、今、幕別では、本町地区の施設が一番古いですよ。何年たっているのでしょうか。いずれ、施設そのものも、更新の時期というのか立替の時期も来ますよね。そうすると、例えばその辺もどういう計画を持ってやっているのか、おいおい聞いていきたいと思いますが、実際にそういう風になっていくと、例えばまた、投資をしなければならないという時期が来た時には、平準化をもってやっていくので、一気にその時に過不足のところが、上がっていくということにはならないんですね。ずうっと、色々な事業をやっていっても、そういう手法であれば、毎年毎年、同じような平準化という数字が続いていくという風に、ということは企業運営が安定化していきますよ、ということになるんだろうと思うんですけど、そういう形を取っていくことですね。

○委員長（前川雅志） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 資本費平準化債、一般建設にあたった起債というのは、通常25年、それを今、委員が質問しているとおり、後年次に繰り延べるということで、44年間の起債を長く延ばして、平均化させようというのが目標でございます。それで、17年、18年というのは過不足

額、市街化区域の拡大があったということでいきますと、北栄地区に汚水の管路を引いたという時点で、大きくなっているというのが現状でありまして、現在は一定の整備が終わっておりますので、これ段々減っていくような状況には、なってはくるのかなとは思いますが、平準化債、そのものは17年、18年やったときのものの起債分もありますので、段々あがっていくという、現状になっていくというところでございます。

○委員長（前川雅志） 他に質疑ございませんか。委員の皆様にお諮りをしたいと思うのですが、本日、説明を受けまして大変難しい説明をいただきました。そういった中で、ただすぐ質疑ということも、難しい部分も中にはあるのかなと思いますので、日にちを、期間をおかせていただきまして、再度、再開させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（異議なしの声あり）

○委員長 よろしいですか。よろしければ、本日の質疑を閉じさせていただいて、説明員の方には、ご退席をいただきたいと思っております。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。次に、陳情第26号、国の季節労働者対策の強化を求める要望意見書、採択に関する陳情を議題といたします。本陳情につきまして、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。ご意見、ございますか。中橋委員。

○委員（中橋友子） 国の季節労働者対策の強化を求める陳情というのは、これまでも、毎年関係者から上げられてきた内容と、ほぼ同じような中身でないかと思っております。ただ、季節労働者を取り巻く環境というのは、冬季の援護制度が廃止されて今年で3年になるのですか。さらに、劣悪な状況になってきておりますので、なお改善を求める、対策の強化を求めるというのが、必要だという風に思っております。ここに、陳情趣旨の中にも示されていて、本当に同感なのですが、援護制度がなくなった後の頼りの綱というのは、特例一時金だったわけですが、これも過去は90日、それが50日になって長く続いていたものが、前年から40日になってしまったと、ということが一つありますね。それから、援護制度がなくなりましたから、その収入もなくなったと。さらにですね、それに代わって厚労省は通年雇用の促進事業をやったのですけれども、幕別町は音更町に事務所を持つ西部の協議会ですか、そこに通年雇用の促進する協議会が作られて、そこに期待をして町民の通年の雇用の、対策をしていただいていたところなんです。先日の決算議会でもその通年雇用になったのは、本当にわずかだ、両手にならないという程度でありましたのでね。そういうことを思えば、北海道の厳しい冬はまったく変わっていかないわけですから、早急に国として対策を講じていただきたいと、願って出されてきたものと思っております。過去にも、どのくらい幕別町に季節労働者がいるのかということで、私どもも調査をしたことがあったのですが、おそらく、忠類と合併した後で増えているとは思いますが、冬季援護制度の講習事業をやっていた頃には、一会場に500人という方たちも来られてきたという時期もありました。そういうことを思えば、その方たちの実態は、ますますひどくなっていると思っておりますので、これらの中身については、本当に必要な対策だと思っておりますので、陳情の中身については理解をいたします。

○委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。

○委員（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） ないようでありますので、これで意見を終了させていただきます。次に討論を行います。討論のあるかた、ないようでありますので、採決をいたします。本陳情につい

て、採択することにご異議ありませんか。

○委員（異議なしの声あり）

○委員長（前川雅志） 異議がないものと認めます。したがって、本陳情は、採択するものと決定しました。なお、報告書と意見書案につきましては、委員長と副委員長に一任願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員（一任の声あり）

○委員長（前川雅志） それでは、そのようにさせていただきます。次に閉会中の所管事務調査項目を、決めたいと思います。暫時休憩させていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（前川雅志） 休憩をといて、再開させていただきます。別紙に、項目が記載されておりますが、委員の皆様から審査する項目について、ご意見があればお願いしたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 議員会になるかもしれないのですが、昨年も統計事務所の方に十勝の経済のお話を伺ったのですが、最近、帯広信金に日銀からこられた十勝の経済を研究しておられる方が、帯広市議会で話をしているというのを聞きましたので、なかなかいいなと思ったのですがしかし、一定の人数もいるでしょうからそうなってくると、去年のような形のほうがよいかなど。議員会でやっていただくような。あと、今、土地改良の草地の話があったのですが、幕別で始めて事業に取り組みれるということで、大変興味があるところですね。それと、町も暗渠、明渠含めて改良事業に力をいれると言っていたのですが、今回のような湿害といいますか雨の多い時には、基盤整備は本当に大事だということを、改めて教えられたところですが、そういったことに係ってしていただければ、項目ではオです。

○委員長（前川雅志） ほかにございませんか。産建の委員会でも畑などを視察させていただいて、その中で土地改良などもテーマになっていると思いますので、そのままということにもなりませんので、そういった視察から議題に少し勉強させていただいて、これからの行政の取組みのヒントにさせていただくということで、よろしいでしょうか。調査の日時につきましては、正副委員長に一任させてもらってよろしいでしょうか。

○委員（異議なしの声）

○委員長（前川雅志） それでは、お任せいただきたいと思います。次に、次回の委員会の開催日をお諮りいたしたいと思います。次回委員会を12月10日、民生常任委員会終了後とさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員（異議なしの声）

○委員長（前川雅志） 異議がないようでありますので、次回委員会は12月10日民生常任委員会終了後とさせていただきます。ほかに、皆さまの方からございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川雅志） ないようでありますので、本日の案件は終了させていただきます。これをもって、本日の委員会を散会いたします。

（14：13 閉会）